

国会における憲法改正議論の推進を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日に施行され、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、戦後70年にわたり我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、我が国を巡る内外の諸事情は劇的な変化を遂げ、個人、家庭、教育、環境などの諸問題や大規模災害時における緊急事態への対応、さらに、日本を取り巻く外交安全保障情勢の変化など、敗戦の混乱下での制定時には考えられなかった課題への対応が求められており、国の危機管理にすら明確な根拠がない現行憲法の改正は、主権者である国民の生命・安全・財産を守る上からも喫緊の課題となっている。

このような情勢の変化に対応して、国会においては、平成19年に国民投票法が成立し、憲法審査会が設置されるとともに、昨年、改正国民投票法が成立するなど、憲法改正に向けた環境がようやく整ったところである。

よって、国においては、憲法改正について広く国民の理解を得るべく機運の醸成を図るとともに、新しい時代にふさわしい憲法への改正について、幅広い議論を尽くし、国民が自ら判断する国民投票を実現されるよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月3日

徳島県議会議長 川 端 正 義